

第 3 章 安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析

目 次

3. 安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析	
3.1 安全性向上に係る活動の実施状況の評価	
3.1.1 内部事象及び外部事象に係る評価	3.1.1-1
3.1.2 決定論的安全評価	3.1.2-1
3.1.3 内部事象及び外部事象に係る確率論的リスク評価(PRA)	3.1.3-1
3.1.4 安全裕度評価	3.1.4-1
3.2 安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期的な評価	3.2-1

3. 安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析

3.1 安全性向上に係る活動の実施状況の評価

3.1.1 内部事象及び外部事象に係る評価

内部事象及び外部事象に係る評価は、玄海原子力発電所第 4 号機 第 1 回安全性向上評価届出書(令和 2 年 5 月 20 日付け原発本第 52 号)(以下「第 1 回届出書」という。)の評価時点以降、安全評価の前提となっている内部事象及び外部事象の評価を見直す必要があるような科学的知見及び技術的知見は得られていない。(「第 2 章 2.2.2 国内外の最新の科学的知見及び技術的知見」参照)

また、評価結果が変わるような大規模な工事等を行っていないため、改めて調査、分析又は評定をする必要がなく、第 1 回届出書の記載内容から大きな変更はないため、改訂の必要はない。

3.1.2 決定論的安全評価

決定論的安全評価は、第 1 回届出書の評価時点以降、評価結果が変わるような大規模な工事等を行っていないため、改めて調査、分析又は評定をする必要がなく、第 1 回届出書の記載内容から大きな変更はないため、改訂の必要はない。

3.1.3 内部事象及び外部事象に係る確率論的リスク評価(PRA)

内部事象及び外部事象に係る確率論的リスク評価(PRA)は、第1回届出書の評価時点以降、評価結果が変わるような大規模な工事等を行っていないため、改めて調査、分析又は評価をする必要がなく、第1回届出書の記載内容から大きな変更はないため、改訂の必要はない。

3.1.4 安全裕度評価

安全裕度評価は、第 1 回届出書の評価時点以降、評価結果が変わるような大規模な工事等を行っていないため、改めて調査、分析又は評定する必要がなく、第 1 回届出書の記載内容から大きな変更はないため、改訂の必要はない。

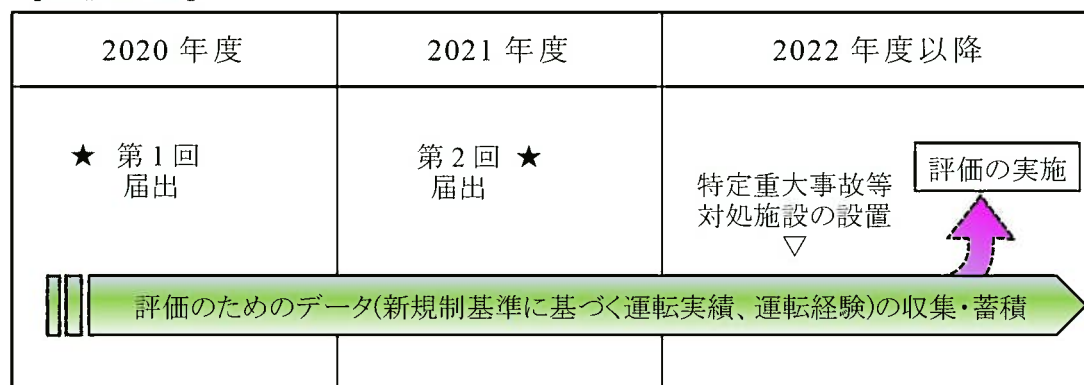
3.2 安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期的な評価

安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期的な評価の実施に当たっては、IAEA特定安全ガイドNo.SSG-25「原子力発電所の定期安全レビュー」（以下「IAEA SSG-25」という。）に基づく評価を実施する。この評価を実効的に行うためには、新規制基準に基づく運転実績、運転経験を入力とすることが必要と考えており、現在、これらを蓄積しているところである。

このことから、評価を行うために必要かつ十分なデータが蓄積すると考えられる新規制基準への適合性審査合格後約5年が経過する、特定重大事故等対処施設の設置後の届出時にIAEA SSG-25に基づく評価を実施する。

それまでの期間は、「第2章 2.2.1 保安活動の実施状況」において、保安活動の実施状況調査及びその傾向分析を継続する。

【評価計画】



★:実績